

有機JAS制度

卸売業者・小売店 の皆様へ

「日本農林規格等に関する法律（JAS法）」に基づく有機JAS制度は、農産物、畜産物及びこれらを原材料とした加工食品等についての規格（有機JAS）を国が制定するとともに、有機の規格を満たすことを証するマーク（有機JASマーク）を当該農産物、畜産物及びこれらを原材料とした加工食品等に表示できる制度です。

格付の表示の禁止

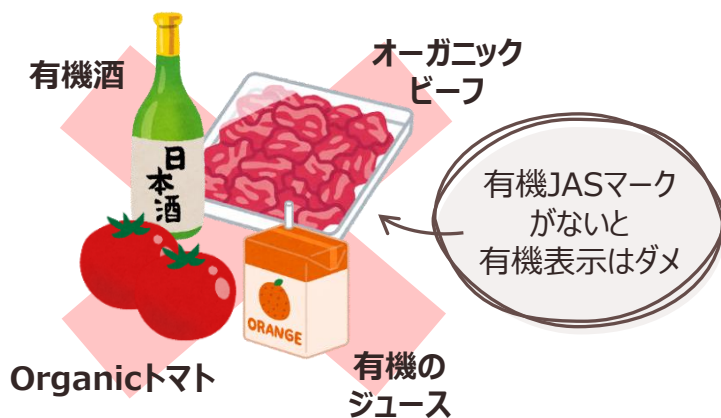
「有機JASマーク」を、有機JAS認証を受けていない事業者等が付すことは法律で禁止されています。



認証機関名
認証番号

名称の規制

「有機JASマーク」が付されていない農産物、畜産物及び加工食品に、「有機」、「オーガニック」などの名称の表示や、「ORGANIC」などの名称と紛らわしい表示を付すことは法律で禁止されています。



Q 有機JASマークが表示された「にんじん」を小分けした場合、小分け後の商品の容器包装に「有機にんじん」と表示することはできますか？

A 有機JASマークが表示された商品のみ、有機の名称を表示することができます。有機認証を受けていない事業者が小分けした場合は、有機JASマークを表示することができませんので、「有機にんじん」と表示することもできません。

Q 有機質肥料を使用した農産物や自然栽培の農産物に「有機〇〇」と表示することができますか？

A 「有機〇〇」は、有機農産物の名称になりますので、有機認証を受けていない事業者（生産者含む）が「有機〇〇」と表示することはできません。



陳列する その前に！！
確認しましたか？



その食品に 有機JASマーク付いていますか！！

以下の例は、JAS法違反となり、行政指導の対象となります！！



生産者・加工者の勘違い例

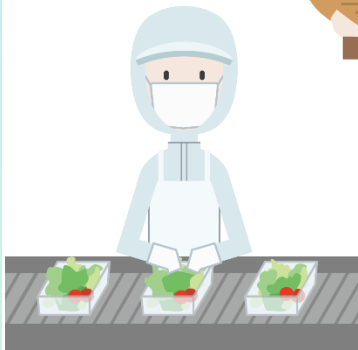
■ 有機質肥料で栽培したので、商品名に有機と表示

■ 化学肥料、農薬を使用せず栽培した原料を使用したのに、商品名に有機と表示

■ 有機JASマークが付いている商品を仕入れて、小分けしたので、商品名に有機と表示

■ 外国の有機制度によって認証された品だったので、商品名に有機と表示

■ 英語は表示してよいと思い、Organicやオーガニックと商品名に表示



- ① 有機農法で栽培したが、**有機の認証は受けていない。**
- ② 有機加工食品を小分けしたが、**有機の認証は受けていない。**

“自称”

有機農産物、 “自称” 有機加工食品が **多数発生** しています！！

▶ JAS規格についてのお問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部食品製造課基準認証室
TEL：03-6744-2098

▶ 違反商品についての情報提供先

農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課米穀流通・食品表示監視室
TEL：フリーダイヤル：0120-714-110(ガイダンス番号「1」)